

国立国会図書館における書誌データの修正に関する取扱いについて

平成 29 年 7 月 31 日国図収 1707274 号

改正 令和 2 年 12 月 18 日国図収 2012096 号

1 目的

本件は、国立国会図書館（以下「館」という。）が作成し、提供する書誌データ（典拠データ及び雑誌記事索引データを含む。以下同じ。）について、館外からの情報提供に基づく修正（書誌データの内容を削除することも含む。以下同じ。）に関し、適切に取り扱うことを目的として定める。

2 書誌データの修正に関する情報提供の受付

(1) 情報提供は、次のいずれかの方法で受け付ける。

(ア) 館の公式ホームページの「お問い合わせフォーム」からの送信

(イ) 電子メール又は書面の送付

(ウ) 電話による申出

(2) 情報提供を行う者には、氏名、所属、連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）、対象データの識別が可能な情報（書誌 ID 等）、修正を要する箇所、修正理由及び修正の根拠（参考資料等）を明示することを求める。

(3) 情報提供は、原則として国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課書誌サービス係において受け付ける。

3 修正の実施

(1) 修正は、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に、書誌データの利用目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。

(ア) 書誌データの内容が書誌作成対象資料（書誌データ作成の対象となる館の所蔵資料等のこと。以下同じ。）の記載事項と異なる場合

(イ) 書誌作成対象資料から採用する以外の部分で、書誌データの内容に誤りがある場合

(ウ) 出版者から正誤表等によって修正が提示された場合

(エ) その他、書誌データの作成基準に照らして必要と認められる場合

(2) 館は、修正を行う場合はその旨を、修正を行わない場合はその旨及び理由を情報提供を行った者に通知するものとする。

4 その他

館は、情報提供を行った者の個人情報、本件に規定する目的の範囲を超えて自ら利用し、又は提供しないものとする。

附 則

本件は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年国函収 2012096 号）
本件は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。